

答申第 777 号

情公第 2265 号  
令和 5 年 11 月 22 日

神奈川県公安委員会  
委員長 堀本 久美子 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 6 月 23 日付けで諮問された交通事故事件簿一部非公開の件（諮問第 877 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、特定事故に係る交通事故事件簿のうち、被害者（第2当事者）の被害程度欄を非公開としたことは、妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年3月1日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定日時場所において発生した交通事故（以下「本件事故」という。）に関する交通事故事件簿（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和3年3月10日付けで、本件対象文書を特定した上で、当該文書に記載された、次に掲げる情報について、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
  - ア 条例第5条第1号により非公開とした情報
    - ㏸ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
    - ㏹ 被疑者（第1当事者）の住所欄、氏名欄、生年月日欄、車両番号欄、自賠責保険欄、証明書番号欄、免許関係欄及び勤務先欄
    - ㏺ 被害者（第2当事者）の住所欄、氏名欄、生年月日欄、被害程度欄、職業欄、勤務先欄及び収容先初診日欄
  - イ 条例第5条第1号及び第6号により非公開とした情報  
捜査主任官の氏名
  - ウ 条例第5条第6号により非公開とした情報
    - ㏸ 事故の概要欄、危険運転致死傷罪容疑欄、証拠品有無欄及び仮停止等の通報有無欄の内容
    - ㏹ 「(2)犯罪事件指揮（交通事故関係）」のうち伺事項欄の第一当事者の処分意見
- (3) これに対し、審査請求人は、令和3年5月4日付けで、本件処分のうち、被害者（第2当事者）（以下「本件被害者」という。）の被害程度欄（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とした処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、お

おむね次のとおりである。

- (1) 通学路で発生した児童の交通事故の情報について、教育委員会や学校に尋ねるも個人情報の保護を理由に少しのことしか教えてもらえなかった。
- (2) 事故発生場所を管轄する警察署に行き、自治会員に事故の発生を知らせて今後の交通事故を防ぐためにも、個人の名前が知りたいのではなくけがの程度が知りたいと説明したが、個人情報の保護を理由に教えてもらえなかった。そのため情報公開請求をしたが、私の知りたい被害程度の部分が黒塗りされていた。
- (3) 常識的に考えれば、学校から事故の発生状況、注意喚起を自治会長に連絡があってもよいのではと思うが、学校からの連絡はなく、正に事なかれ主義のようで、警察においても同様である。
- (4) 警察は、今後の事故を防ぐためにも被害者に事故状況等の情報開示の可否を仲介し、その結果を持って開示できないと判断すべきである。
- (5) 被害程度欄の非公開について疑問に思い審査請求するものであり、本件非公開情報を非公開とした処分の取消しを求める。
- (6) 特定日に提出した苦情等に対する返答がないので、これに対する回答も希望するので、関係先に連絡してほしい。

#### 4 実施機関（担当：神奈川県警察本部交通部交通捜査課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おむね次のとおりである。

##### (1) 条例第5条第1号該当性について

本件非公開情報は、本件事故による本件被害者の被害程度であって、負傷部位、負傷程度及び加療見込み期間が記載されている。

これらの情報は、被害者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

##### (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すべき旨を規定しているが、本件非公開情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると

認められる情報」(同号ただし書エ)には該当しないことから、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

## 5 審査会の判断理由

審査請求人は、前記2(3)のとおり、本件処分のうち、本件非公開情報を非公開とした処分の取消しを求めていることから、当該処分の妥当性について、以下検討する。

### (1) 条例第5条第1号該当性について

#### ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、「被害者(第2当事者)」欄のうち「被害程度」欄に記載された本件事故による本件被害者の負傷部位、負傷程度及び加療見込み期間に係る情報であると認められるところ、当該情報は、本件対象文書に記載されている本件被害者の氏名や住所等の情報と一体となって、特定の個人が識別される情報となるものであることが認められる。

したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断する。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨規定している。

これを本件について見ると、本件非公開情報の内容及び性質に鑑みれば、本件非公開情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件非公開情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(2) 条例第6条に基づく部分公開の義務の有無について

審査請求人は、「被害者（第2当事者）」欄のうち、本件非公開情報部分のみの公開を求めていることから、本件非公開情報に係る条例第6条第2項の規定に基づく部分公開の義務の有無について、以下検討する。

条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定し、実施機関に部分公開の義務を課している。

これを本件について見ると、前記5(1)アのとおり、本件非公開情報は、本件対象文書に記載されている本件被害者の氏名等の情報と一体となることで特定の個人を識別できる情報となるものと認められることから、これらの情報を除けば、本件非公開情報それ自体の個人識別性は失われると認められる。

しかし、本件非公開情報は、交通事故の被害に遭った特定の個人の負傷状況の詳細に関する情報であるところ、かかる個人の心身の状況等に関する情報は、公開されることで当該個人が精神的苦痛を受けるおそれがあることは否定し得ないことから、条例第6条第2項に規定する「個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」には該当しないものと認められる。

以上により、本件非公開情報については、条例第6条第2項の規定に基づく部分公開の義務はないものと判断する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」旨を規定しているところ、審査請求人は、前記3(2)において同条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を求めているとも思料されることから、以下、検討する。

同条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定である。

これを本件について見ると、本件非公開情報は、交通事故の被害にあった一個人の負傷状況に関する情報であり、条例第7条が定める「公益上特に必要があると認めるとき」に当たるものとして公開をしなかったことに、裁量権の逸脱・濫用があったとまでは認めがたい。

よって本件は、同条の規定する「公益上特に必要があると認めるとき」には該当しないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(4) その他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年6月23日 (收受)	○ 諮問
令和5年7月25日 (第234回部会)	○ 審議
令和5年8月25日 (第235回部会)	○ 審議
令和5年9月26日 (第236回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学准教授	部 会 員
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和5年11月22日現在）（五十音順）